

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により岐阜県知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日

岐阜県監査委員	伊 藤 秀 光
岐阜県監査委員	高 殿 尚
岐阜県監査委員	鈴 土 靖
岐阜県監査委員	長 縄 直 子
岐阜県監査委員	南 圭 一

1 令和元年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	4	2	0	2
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		7	5	0	2
	指導事項	出資・出捐団体	8	2	3	3
		補助金等交付団体	2	2	0	0
		指 定 管 理 者	5	5	0	0
	計		15	9	3	3
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	3	3	0	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		4	4	0	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	3	3	0	0
	計		4	4	0	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		30	22	3	5	

※「今回措置を講じたもの」については、令和2年11月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	健康福祉政策課	<p>社会福祉法人岐阜県福祉事業団が管理する社会福祉施設の施設利用料(以下「利用料」という。)に係る債権管理について、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 「施設利用料の滞納整理に関する事務処理マニュアル」に基づき、施設等は、利用料の滞納状況を毎年度四半期ごとに「苑(園)施設利用料滞納状況報告書(以下「報告書」という。)」によりグループ代表を経由して本部へ報告することとなっているが、寿楽苑及びひまわりの丘地域生活支援センターの2施設においては、利用料の滞納債権があるにもかかわらず、本部へ報告されていなかった。</p> <p>2 本部は、毎月末日に施設等から送付される「未収金残高内訳明細書」により利用料滞納債権の存在を認識していたが、当該2施設に対し報告書による報告を求めていなかった。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項について、「施設利用料の滞納整理に関する事務処理マニュアル」に基づき、四半期ごとに各所属において滞納状況を確認の上、「苑(園)施設利用料滞納状況報告書」の提出を徹底した。</p> <p>なお、当該マニュアルについて実態に即さない部分があることから、令和2年度において見直しを行った。</p>
		<p>ファイアウォール及びサーバの賃貸借、並びにインターネット接続の委託に係る契約事務において、予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、契約審査会の審査を受けることなく随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項については、経理に関わる職員へ契約事務手続についての周知徹底を図った。</p> <p>今後は「社会福祉法人岐阜県福祉事業団経理規程」等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p>
		<p>平成30年度の決算において、平成29年4月に取得した設備に係る耐用年数の登録を誤っていたことにより、減価償却額が14,498円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。</p> <p>指導事項については、耐用年数を正しい年数に修正し、令和元年度決算では正しい耐用年数にて減価償却額を計上した。また、過年度分の減価償却額修正に伴い、過大計上していた減価償却額については、令和元年度決算にて下記のとおり調整を行った。</p>

		<p>耐用年数の修正： （誤）5年 →（正）6年 ①平成29年度過大計上額：7,249円 ②平成30年度過大計上額：7,249円 ①+②=14,498円 ③令和元年度減価償却額：36,681円 ④令和元年度修正後減価償却額： 22,183円（36,681円－14,498円） 今後は耐用年数を確認する際には、使用用途も考慮した上で適正な耐用年数を設定するように努める。</p>
--	--	--